

保険・補償内容について

対人・人身

区分	事故内容	補償内容
対人補償	他人を死傷させたとき	無制限
人身補償	運転、同乗者が死傷したとき	1名につき最大 3,000万円まで

対物・車両

区分	事故内容	補償内容	免責
対物補償	他人の車や物に損害を与えたとき	1事故限度 無制限	5万円
車両補償	貸出車両に損害を与えたとき	1事故限度 時価まで	5万円

※1搭乗者の自動車事故によるケガ（死亡・後遺障害を含みます）につき、運転者の過失割合に関わらず、損害額を補償いたします。（限度額 3,000万円：損害額認定は保険約款に基づき保険会社が実施）

※保険の免責金額および給付される保険金を超える損害額はお客様のご負担となります。

※保険契約の免責事項に該当する事故の場合、保険金は給付されません。また警察の事故証明のない場合、保険金が給付されない場合もございます。

万一事故を起こされた場合のお客様の負担について

保険の免責額

保険で補償されない免責金額をご負担いただけます。

対物：50,000円
車両：50,000円

【免責額補償制度】
ご加入された場合、免責金額のご負担は免除されます。

保険での補償額を超える損害

保険での補償額を超える損害額及び保険金が給付されない場合の損害額をご負担いただきます。

例：人身障害3,000万円超えの損害・飲酒運転など保険金が給付されない場合

ノンオペレーションチャージ (NOC)

万一事故・盗難・故障・汚損等を起こされ、車両の修理・清掃等が必要となった場合、その期間中の営業補償の一部として下記金額をご負担いただけます。

自定し予定の店舗に返却された場合
20,000円

自定せず予定の店舗に返却されなかった場合
50,000円

※走行可能でも店舗に返却されなかった場合（路上放棄）は50,000円を申し受けます。

ご予約の際もしくはご契約の際に免責補償制度に加入されますと、万一事故を起こされても警察および当社に届出のない事故、保険金が支払われない事故、弊社貸渡約款に違反する事故、無断延長中に発生した事故を除き、対物、車両補償の免責額が免除されます。

※1ヶ月までの貸し渡しについては15日分を上限といたします。

●免責額補償制度加入料（1日当たり・消費税込み）**1,050円**

保険金が給付されない事項

- 事故を警察に届けなかった場合（事故証明がない場合）
- 契約者以外の方が運転して起こした事故
- 無免許者が運転して起こした事故
- 飲酒運転により起こした事故
- 氏名・年齢・住所等を偽った者の運転時より発生した事故
- 契約期間を無断で遅延して使用された場合の自動車及び第三者に与えた損害
- その他、当レンタカー賃借約款に掲げる事項及び違反があった場合